

【フランス】2015年度予算法及び社会保障財政法

海外立法情報課 服部 有希

* 2014年12月末に、2015年度の予算を定める予算法及び社会保障費を定める社会保障財政法が成立した。これにより、多岐にわたる税制改正及び社会保障制度改革が実現した。

1 立法の背景

フランスの2015年度予算（年度開始は1月1日）を定める予算法案は、2014年10月1日に提出された。同月、欧州委員会は、法案が示す財政赤字の削減目標がEUの求める基準に達していないなどの難点を指摘した。しかし、フランス政府が更なる財政努力と財政再建に資する新たな法律の制定を約束したことを受け、欧州委員会は、2015年度予算案を暫定的に承認した上で、財政赤字を理由とする制裁手続の実施判断を2015年3月まで猶予するとした。

これを受け、2014年12月29日に、「2015年度予算に関する2014年12月29日の法律第2014-1654号」（以下「予算法」）が制定された。また、同22日には、社会保障費を定める「2015年度社会保障財政に関する2014年12月22日の法律第2014-1554号」（以下「社会保障財政法」）も制定されている。

予算法によれば、一般会計は、歳入約2933億ユーロ、歳出約3676億ユーロである。特別会計に相当する附属予算（budgets annexes）と特別勘定（comptes spéciaux）の赤字は、約1億7千万ユーロである。したがって、財政赤字は、約744億ユーロとなり、対GDP比4.1%になると見込まれている。また、各省の人件費及び経費の35億ユーロの削減をはじめとして、総額210億ユーロの歳出削減が盛り込まれた。

一方、社会保障費（一般会計には含まれず別会計）は、2015年度の収入が約4662億ユーロ、支出が約4766億ユーロで、約103億ユーロの赤字とされた。民間の被用者を対象とする代表的な制度（régime général）に限ると、収入が約3381億ユーロ、支出が約3486億ユーロで、105億ユーロの赤字となる。また、これらとは別に、無拠出制の最低保障年金である老齢連帯基金（fonds de solidarité vieillesse: FSV）の赤字が約29億ユーロとなる。2015年度は、医療保険費の増加率を前年比2%に設定し、約32億ユーロの支出削減を目指すなどして、社会保障費の抑制を図る。

以下、本稿では、予算法及び社会保障財政法による税制改正及び社会保障制度改革を中心に紹介する。

2 予算法による税制改正等

(1) 所得税率の改正(第2条)

所得税率（超過累進税率）は、これまで0%から45%までの6段階だったが、このうち5.5%の税率が廃止され、5段階となった。また、税率の適用基準となる課税所得の

値に対するインフレ調整も施された。新旧の所得税率表は表のとおりとなる。新しい税率は、2015年1月1日から適用されている。これにより、600万世帯以上について、所得税額が減額となる見込みである。

表 新旧の所得税率表

(単位：ユーロ)

旧	課税所得	～6,011	6,012 ～11,991	11,992 ～26,631	26,632 ～71,397	71,398 ～151,200	151,201～
	税率	0%	5.5%	14%	30%	41%	45%
新	課税所得	～9,690		9,691 ～26,764	26,765 ～71,754	71,755 ～151,956	151,957～
	税率	0%		14%	30%	41%	45%

出典：筆者作成

(2) エネルギー転換のための所得税額控除(第3条)

省エネルギーやエネルギー転換の推進のために設けられていた「持続可能な開発に関する税額控除」(crédit d'impôt développement durable: CIDD)が「エネルギー転換のための税額控除」(crédit d'impôt pour la transition énergétique: CITE)に改称された。これは、居住する住宅において、断熱処理や再生可能エネルギーの変換装置の設置等を行った場合、その費用の一部が所得税額から控除される制度である。この制度は、2015年12月31日までの時限措置である。従来、当該制度による控除率は、工事内容に応じ様々であったが、今回の改正により簡素化され、一律30%となった。ただし、控除には限度があり、連続する5年間における合計控除額が、単身者は8,000ユーロまで、夫婦等は16,000ユーロまでである。

(3) 不動産譲渡益に対する所得控除(第4条)

不動産の売却により得られる譲渡益は、課税対象となる。ただし、所得控除として、譲渡益のうち、売却する不動産の所有年数に応じた割合の額を課税対象から除外することができる。今回の改正では、不動産市場の活性化のために、更地の譲渡益について、通常の所得控除に加えて、譲渡益の30%が控除されることとなった。対象となるのは、2014年9月1日から2015年12月31日までに売買契約が交わされ、その翌々年の12月31日までに譲渡が完了した更地の譲渡益である。

(4) 不動産投資に対する減税措置の改正(第5条)

フランスでは住居不足が深刻であるため、住居の供給拡大を目的として、不動産投資に対する減税措置を設けている。この措置により、特定地域にある新築物件を購入し、それを一定期間賃貸に回した場合、購入額の数%が所得税から控除される。従来、9年間賃貸に回した場合、購入額の18%が控除されていたが、改正により、6年間賃貸

に回した場合は 12%、9 年間で 18%、12 年間で 21%となった。この新措置は、現在の住宅・地域間平等・農村問題大臣のシルヴィア・ピネル (Sylvia Pinel) 氏の名を取り、ピネル減税措置 (dispositif Pinel) と呼ばれ、2014 年 9 月 1 日以降に行われた不動産投資に適用される。

(5) 不動産ゼロ金利融資制度の延長及び緩和(第 59 条)

不動産ゼロ金利融資 (prêt à taux zéro: PTZ) は、不動産所有率の向上を目的に、主に中低所得者を対象として設けられた制度で、主たる住居の購入の際に利用することができる。融資の条件は、過去 2 年間に主たる住居を所有していないことで、原則として、新築物件の購入が対象となる。融資額は、世帯構成、所得 (課税所得) 及び物件の所在地 (Zone A、B1、B2 及び C の 4 等級に分類) により決まる。PTZ は、2014 年 12 月 31 日までの時限措置だったが、今回の改正により、2017 年 12 月 31 日まで延長されることとなった。さらに、従来、省エネ物件であるか否かも融資額の算定基準であったが、これが撤廃された。また、中古物件であっても、政府が定める特定の地域にある物件については、これを改修して購入し、その改修費用が全費用の 25%以上に達する場合には、融資対象に含まれることになるなど、融資条件が緩和された。

3 社会保障財政法による社会保障制度改正等

(1) 家族手当に収入要件を導入(第 85 条)

家族手当 (allocations familiales) は、20 歳未満の子を 2 人以上扶養している者に給付される。今回の改正により、給付額が扶養義務者の収入により変動することとなった。この規定は、2015 年 7 月 1 日から施行される。具体的な給付額は、今後、デクレ (政令) で定める予定である。予定では、子が 2 人の場合、月収 6,000 ユーロ以下の世帯については従来どおり、6,001 ユーロ以上で 50%減額 (給付月額 65 ユーロ程度を予定)、8,001 ユーロ以上で 75%減額 (給付月額 32.5 ユーロ程度を予定) となる。この月収の基準値は、子が 1 人増えるごとに 500 ユーロ増額される。

(2) 代替的所得にかかる一般社会税の改正(第 7 条)

一般社会税 (contribution sociale généralisée: CSG) は、広く所得にかかる社会保障目的税である (就労所得から徴収される社会保険料 (cotisations sociales) とは異なる。)。従来、代替的所得 (revenus de remplacement) と呼ばれる退職年金や失業保険にかかる CSG については、前年度の所得税額を基準として一定額以下の場合には軽減税率が適用されていた。しかし、節税などで軽減税率の適用を受ける者もあり、公平性を欠いていたために、課税所得の金額を基準として税率を決めることとした。具体的には、単身世帯で、課税所得が 13,901 ユーロ以上の場合には、通常税率 (退職年金 6.6%、失業保険 6.2%) が、13,900 ユーロ以下の場合には、軽減税率 3.8%が適用される。

(3) 高額付加年金に対する社会保障目的税の強化(第 17 条)

基礎的な年金に上乗せして経営者等に支払われる「年金の帽子」(retraite chapeau)という年金がある。当該年金が過度に高額となることを抑制するために、企業は、その支払形態等に応じて、当該年金の 24%、32%又は 48%に当たる税金を支払わなければならない。さらに、当該付加年金の年額が年間社会保障上限額 (plafond annuel de la sécurité sociale) (社会保険料が課される賃金の上限額。これを超える部分には社会保険料がかからない) の 8 倍の額 (2015 年で 38,040 ユーロの 8 倍の 304,320 ユーロ) を超える場合、30%の税金が上乗せされていたが、改正により、これが 45%となった。

(4) 医療ホテル制度の試行(第 53 条)

近年、医療費抑制のために、日帰り手術が奨励されているが、遠方の患者が十分に回復しないまま帰宅し、容体が悪化して再び病院に搬送されるなどして、余計に費用が掛かる事態が起こっている。そこで、医療費抑制のために、医療ホテル制度 (hôpital hospitalier) を 3 年間の期限で試行することとなった。これは、静養と緊急時の迅速な対応のために、患者を病院の近くの宿泊施設に滞在させるものである。滞在先では、看護や医療的措置は行われないため、入院よりも費用を抑えることができる。この制度にかかる費用は、医療保険と国等が出資する地域参入基金 (fonds d'intervention régional: FIR) により賄われる。

(5) 補足医療保険料支払援助制度の改正(第 41 条)

フランスでは、基礎的な医療保険に上乗せすることができる任意加入の補足医療保険が発達している。低所得者を対象として、この補足医療保険の保険料の支払を援助する制度が「補足医療保険料支払援助制度」(aide au paiement d'une assurance complémentaire de santé: ACS) である。今回の改正により、ACS の適用者は、診療の際などに、医療保険が負担する分の医療費を一時的に立て替える必要がなくなった。

参考文献(インターネット情報は 2015 年 1 月 20 日現在である。)

- Loi n° 2014-1654 du 29 décembre 2014 de finances pour 2015.
- Michel Sapin et Christian Eckert, *PLF 2015, Dossier de presse, Projet de loi de finances 2015*, 2014. 10.1. <http://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/20141001_PLF_pour_2015.pdf>
- Loi n° 2014-1554 du 22 décembre 2014 de financement de la sécurité sociale pour 2015.
- Marisol Touraine et al., *2015 dossier de presse, projet de loi de financement de la sécurité sociale*, 2014.9.29. <<http://proxy-pubminefi.diffusion.finances.gouv.fr/pub/document/18/18040.pdf>>
- Marie Visot, “Budget: Paris tente d’éviter le clash avec Bruxelles,” *le Figaro*, 2014.10.28, p.19.
- Cécile Ducourtieux, “Budget: les pays européens demandent à Paris un effort supplémentaire,” *Le Monde.fr*, 2014.12.8. <http://www.lemonde.fr/economie/article/2014/12/08/budget-paris-sous-la-double-pression-de-bruxelles-et-de-berlin_4536506_3234.html>
- Alexandrine Bouilhet, “Une mission de la Commission européenne à Paris pour éplucher les comptes de la France,” *le Figaro*, 2015.1.13, p.25.